

令和 2 年 6 月 19 日現在

機関番号：15401

研究種目：挑戦的研究(萌芽)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K18642

研究課題名(和文)大学における資源配分と教育研究活動の活性化に関する実証的研究

研究課題名(英文)An empirical study of resource allocation and research performance of faculty

研究代表者

藤村 正司(Fujimura, Masashi)

広島大学・高等教育研究開発センター・教授

研究者番号：40181391

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、なぜ日本の研究生産性が低下したのか、その要因を明らかにした。まず、時系列データ(1991-2013)を用いて、Top10%論文に影響を与えているのか計量的に明らかにした。次いで、国立大学教員調査を用いて資源配分方法(競争的資金、校費)が、教育・研究時間を一定としたときに論文生産性に与える効果を検証した。得られた成果は2点である。(a)Top10%論文に対して科学技術振興費がプラス、週平均授業担当時間がマイナスの影響を持つこと。(b)資源配分を校費と競争的資金で区分したところ、教育研究条件を一定としてもなお、地方国立大学で科研費だけでなく校費が学術論文に有意な影響を持つ。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国では90年代以降の「時間資源を忘れた」構造改革が研究時間を劣化させ、細やかなファンディング・システムが基盤研究費と人的資源を流動化させた。このことが、高等教育システムの最下部で研究以外への回転を制御していた爪＝「アカデミック・ラチェット」を削ぎ落とし、結果として研究生産性が失速した。基盤経費が削減されるなか、「負のスパイラル」から脱却するには、「選択と集中」も含めてどのような資源配分方式や指標が効果的なアウトカムを生み出すのか実証研究を蓄積するとともに、研究活動に税を投入することに対して広く国民の理解が得られるよう丁寧に説明する必要がある。

研究成果の概要(英文)：Why has research productivity stalled over more than 20 years in Japan, especially for regional universities? To clarify the cause of this stagnation of research activities, this study analyzes how different forms of resource allocation in national universities effect on publication productivity, by using the time-series analysis of top 10% high quality papers (1991-2013) as well as cross-sectional analysis of National Survey of Academic Profession carried out in 1992 and 2016.

Main findings are as follows: (a) Results using time-series regression analysis show that both budgets for science & technology and the subsidies for operating expenses increased the amount of the top 10% count papers significantly. (b) When we differentiate the total budgets of 2017 year into the fixed and the performance based research fund, the reduced fixed budgets still increase the number of articles significantly, being other variables constant.

研究分野：教育社会学

キーワード：資源配分 国立大学 科研費 校費

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

わが国の国立大学は、財務・経営面で重大な岐路に立たされている。社会保障費の増加に伴う財政悪化が公財政支援の削減をもたらし、1990年代から少ない財政支出に対してより成果志向的・競争的な配分方式が強まっているからである。

実際、国立大学の収入に対する競争的資金の割合は1990年当時が10%であったのが、2018年現在では30%を越えている。競争的資金へのシフトは、2005年の中教審『将来像答申』で示された「高等教育機関の多様な機能に応じたきめ細やかなファンディング・システム」を政策的に推し進めたものである。とりわけ、今世紀に入って研究費をめぐる環境が著しく変化し、加えて研究時間の劣化が生じている。基盤的経費と競争的研究費によるデュアルサポートシステムが崩壊し、教員が自主的に研究を行う裁量の時間が縮小したことで研究生産性が趨勢的に低下するという危機意識である。

以上の研究環境の変化は、国立大学間の格差問題やわが国の「研究力の失速」として顕在化した。とりわけ、法人化後の国立大学について留意すべき点は、資金提供者としての行政の裁量性が大きくなっていることである。実際、第1期と第2期を通じて運営費交付金の定率1%の削減、第2期から交付金の一律5%を学長裁量経費とし、第3期後半からは交付金を前年度同額としつつも、大学の裁量で使用できる基幹経費と特定目的に使用する「機能強化経費」(総額10%)に区分し、後者は客観的指標によって基幹経費に再配分する方式が採用されている。しかし、評価指標が客観的になるほど、定性的活動(教育、社会貢献)を減じさせる。

しかしながら、政府や大学の関心が、科学論文やランキングなどわかりやすいアウトカム指標に囚われ、インプットとアウトカムの因果関係が明確にされてない。基幹経費の一般管理費化や補助金が、国立大学の経営行動にどのような影響を与えているのか。国立大学の困窮と今後の行方を鑑みて、法人化以後の大学政策に関する行政評価研究により、政策立案と運用の妥当性を反省的に検証することを目的とする。

### 2. 研究の目的

#### (1) 論文生産性の規定要因

以上の社会的背景の下で本研究の目的は、3つある。第1は、我が国の研究生産性の低下を糸口に、その要因を探求しつつ、大学教員の置かれた仕事環境の現状を検討することである。研究生産性が停滞した直接的要因は、科学技術振興費の低下や政府負担の伸び悩みにある。しかし、問うべき第一の仮説は、大学改革のみならず、科学技術政策に「間接統治(indirect governance)」を適用したことである。国立大学に寄せる政府の包括的な声明(「世界に伍する大学」と「選択と集中」による資源配分が大学組織のテクニカル・コアまで浸食し、クラークの言う高等教育システムのより良い最下部を損なったからではないか。この最下部には教育研究という帰納的に進行する実践があり、最上部から演繹的・目標達成的に進められる統制を逸らす「脱連結」が機能してきた。だが、政策と実践の連結により「脱連結」が作用しなくなった可能性がある。

第二の仮説は、研究時間を直接圧迫する授業時間の増加である。『学校教員統計調査報告書』によれば、国立大学の学部段階の週平均授業時間は、2010年以前は6時間程度であったのが、2010年以後は8時間まで増えている。私立大学では2001年までの週7時間が、2013年以降は9時間まで増えている。看護福祉系の学部が多く設置された公立大学では、2001年の5.6時間が2013年では10時間まで倍加している。科学技術政策研究所によるフルタイム換算データに関する3時点調査(2002, 2008, 2012)を見ても、教育時間の増加と研究時間の減少が観察できる。

90年代以降の大学審答申は、大学教員に対して繰り返し、参加型・双方向型の授業形態や教育方法の改善を求めてきた。その一方で、国立大学教員の二人に一人の校費配分が30万円以下と科研費新規採択率25%の現実が、どの程度教員の研究業績の「質」や「量」に影響を及ぼしているのか、それが専門分野、任期の有無、研究方法(個人・共同研究、基礎研究、応用・開発研究)、世代(若手、中堅、シニア)、ジェンダー、大学類型によってどのように異なるのか。どのような人事管理や資源配分方式が教員の教育研究活動を活性化し、効果的なアウトカムを生み出すのかは極めて重要な情報である。

#### (2) 財務諸表からみた国立大学の趨勢

第2は、「財務諸表」の損益計算書を用いた法人単位のパネルデータ分析から、財政圧力と間接統治下にある国立大学の行動特性を明らかにすることである。ここには2つの社会的・知的要請がある。

第1は、法人化3期目の折り返しにある現在、国立大学の今後の行方を探るために過去の経験をレビューする時期に来ていると考えるからである。周知の通り、2004年の法人化は、政府から国立大学の経営権を学長に委譲することで国立大学の機関自治を強め、大学の自主性と自律性を確保しつつ、教育研究活動の活性化をはかるねらいがあった。

だが、その後の国立大学が辿った道はそうではなかった。法人化が政府から法人への権限委譲による「間接統治」の謂いとしても、国立大学に対する利害集団(産業界、政府の成長戦略、財政当局)の関与が大きくなった。結果として、国立大学に業務を「任せる」のではなく、利害集団の意向を強制的に「させる」側面がより強くなったと言える。

国立大学に対する政府の「させる」側面が強まることは、法人化当初に行政法の塩野が「法人法の規律密度の功罪」として危惧していたことである。行政組織法としての国立大学法人法の規

律密度の薄さを突いて、大学よりも行政サイドの裁量がより大きくなることである。そのことは、ガバナンスのみならず、資金供給面にも現れている。運営費交付金の定率削減による効率化が、新たな政策課題に対応するための財源を生み出し、捻出された財源はメリハリのある教育研究支援に充当されているとおりである。

ところで、ガバナンスをファンディングにリンクさせることは、政府による介入制限と規制緩和を「是」とする新自由主義のレトリックと一見矛盾するが、実はそうではない。ヒエラルキーの導入によって取引コストの内面化を論じたウィリアムソンのアイディア(新度派経済学)を高等教育政策に適用したシナリオである。法人化によって政府と国立大学は「主人・代理人」の契約関係に組み込まれるから、政府と国立大学の間にレギュラーな「情報の格差」が生まれる。そこで政府は、「情報の格差」を解消し、規律維持の仕組みを構築しなければならない。規制緩和による制度改革が、国立大学法人法の規律密度の薄さ故に官僚統制が強まったのである。

実際、監視・統制のツールとして採用されたのが、契約履行の仕様書である「中期計画・中期目標」と複雑な評価システムである。第2期では国立大学改革強化推進事業が始まり、第3期では「渡し切り」であった運営費交付金を見直し、「基幹運営費交付金」が新設された。運営費交付金の一部を機能強化促進分として計上し、中期計画・中期目標を確実に遂行することで計上分を取り戻させる方法である。基幹経費は、有識者評価で再配分される機能強化促進費と新規の“補助金”で確保するという統制的な考え方にシフトしたのである。

第2は、法人化後の国立大学の行動を明らかにするために、「財務諸表」にパネルデータ分析を適用することの可能性を探ることである。国立大学法人の第1期の財務分析については、国立大学財務・経営センターによる調査報告に見るように、財務諸表や学長、財務担当理事、学部長調査に基づいた実証的研究の蓄積がある。しかし、国立大学には歴史的に刷り込まれた「組織慣性」があり、組織生態論が指摘するように初期条件が大学の自律的な行動や裁量を制約する。そのことは、財務諸表を用いた分析が、繰り返し法人間格差(between)を指摘していたとおりである。ただし、法人化第1期ではデータ蓄積の間もなく、横断的データによる回帰分析で「因果関係」を読み取らざるを得なかった。そのため、同一大学の変化(within)まで踏み込めていなかったように思う。

そこで、個別大学の異質性(データで観察できない大学間の経営能力)を統制した上で、大学の時間的変化で因果関係を評価する必要がある。本章では、観察されない個体差によるバイアスを除外するパネルデータ分析(固定効果モデル)のメリットを生かして、国立大学の行動特性を検証する。むしろ、パネルデータ分析と言っても、法人単位の損益計算書を用いる以上、粗い推計に違いない。しかし、法人化3期半ばを経た現在では、パネルデータ分析に耐えられる横断的時系列データが得られる。組織生態論の言う個体群変化の事例分析としても試みる価値はある。

### (3)「代理行為の法」としての国大法

なぜ法人化後に国の関与が強まるのかをリサーチ・クエスチョンとして不完全な「代理行為の法」として法人法の隘路を明らかにする。

周知のとおり、国立大学の法人化は国立大学改革とは無関係で、従来の省庁ごとに仕切られた分権的な政策過程から生まれたものではない。独立行政法人は、内閣府をトップとする官邸主導型の一元的かつ集権的委任がもたらした小泉政権の「成果」であるとともに、新たな公的グレイゾーン組織の誕生であった。しかし、安倍第2期政権以後、「官邸主導型」体制がいつそう強まるなか、政策立案のチェック・アンド・バランス機能が喪失し、「配慮」(国大法3条)とは裏腹に財政措置を通じた権力行使が強まっている。運営費交付金による安定財源が劣化したことが、本研究で明らかにした国立大学間の財務格差の二極化と研究力低下の負の連鎖として顕在化しているのである。

だが、法人化後の国立大学が辿った隘路を理解するには、そもそもわが国の国立大学が行政組織の一部として作られたから財政自治権を持たない上に、設置者負担の規律を欠いた国立大学法人法(以下、国大法)を適用したことで、財布の紐を握った行政の裁量が強まるロジックを指摘する必要があるのだが、そのことを論証する研究が少なかったように思う。国立大学の法人化は国立大学改革とは無関係で、従来の省庁ごとに仕切られた分権的な政策過程から生まれたものではない。独立行政法人は、内閣府をトップとする官邸主導型の一元的かつ集権的委任がもたらした小泉政権の「成果」であるとともに、新たな公的グレイゾーン組織の誕生であった。

しかし、安倍第2期政権以後、「官邸主導型」体制がいつそう強まるなか、政策立案のチェック・アンド・バランス機能が喪失し、「配慮」(国大法3条)とは裏腹に財政措置を通じた権力行使が強まっている。運営費交付金による安定財源が劣化したことが、本研究で明らかにした国立大学間の財務格差の二極化や研究力低下の負の連鎖である。

だが、法人化後の国立大学が辿った隘路を理解するには、そもそもわが国の国立大学が行政組織の一部として作られたから財政自治権を持たない上に、設置者負担の規律を欠いた国立大学法人法(以下、国大法)を適用したことで、財布の紐を握った行政の裁量が強まるロジックを指摘する必要があるのだが、そのことを論証する研究が少なかったように思う。特殊法人化を促そうとする産業界や官界は、国立大学の特殊事情を理解しようせず、もっぱら「代理人問題」として理解されて、「主人の問題」は十分に議論されていなかった。その空白を埋める制度レベルの作業が必要であった。

### 3. 研究の方法

研究の方法は、ミクロレベルの論文生産性分析、メゾレベルの「財務諸表」の分析、そして国立大学法人法の制度分析の三つの水準で行った。具体的な研究方法は、まず内外の公共政策、大学政策、行政学、大学財務論等から本研究の理論的枠組みを作成した。次いで、国立86大学「財務諸表」のパネルデータを用いたパネル分析、財政圧力下にある国立大学の行動をマクロレベルで検証するために、2004年から2015年度まで国立86大学の「財務諸表」(損益計算書と附属明細書)を用いてセグメント別に時系列データベースを作成した。経常収益総額に占める外部資金比率の推移、業務費総額に占める教育・研究費・教職員人件費の推移を大学類型別に把握した。基幹財源の減少はどの外部資金獲得を目指すのか、基幹財源と外部資金が教育・研究経費比率、人件費率に及ぼす影響を大学類型別にパネル分析により計測する。このことで財政圧力の影響を受けやすいセグメントと頑強なセグメントの二極化を確認する。

さらに、財務諸表では把握できない教員の行動については、大学に勤務する助教以上の教員3200人を回収した。資源源配分(校費、外部資金、仕事時間)が教育研究活動に及ぼす影響を探った。教員アンケート調査による個票データから資源配分(研究費、時間)と研究生産性に関する因果分析を行った。なお、広島大学、新潟大学他複数の国立大学学部長への訪問調査によってデータの解釈を豊かにした。

国立大学法人法の制度分析では、長期の代理法として国大法が不完全であることから、国立大学が萎縮する可能性のあることを中期計画に記載された取組の事項の記載率(記載法人数÷86×100)を計測する。この作業から国立86大学の「強制的同型化」(横並び)の実態を明らかにするからである。

### 4. 研究成果

論文生産性の規定要因分析では、以下の地検が得られた。わが国の研究生産性の停滞は、複合的な条件が重なったものである。Top10%論文の時系列分析では、その要因を競争的資金の増加と基盤研究費の削減、そして研究時間の劣化に求めた。研究生産性のマクロ関数を推計すると、科学技術振興費と運営費交付金が削減され、授業負担が増えれば、研究力が下がる。

しかし、研究生産性は個々の教員や研究者集団の裁量的な活動のアウトカムに他ならない。そこで、個票データを用いて、論文生産性に対する個人研究費と競争的外部資金に区分し、個人研究費の減額幅の大きい一般大学で論文生産性に対する係数効果が大きいことを見出した。さらに、分位点回帰分析から、分布の歪んだ競争的資金獲得額は分位点が高くなるほど説明変数の係数効果が急激に大きくなり、とくに個人研究費が有意な係数を持つことを見いだした。

以上の分析結果の含意は、以下の2点である。第1は、高等教育システムのより良い最下部が構造改革によりダメージを受けたことである。そこには、基盤研究費を抑制し、用途の明確な競争的外部資金の割合を増やすことで果実を得るというニュー・ガバナンスの信念がある。高等教育システムの最下部では、主人が監視できない専門的知識を持つ教員が常に優位な立場にあり、とりわけ研究分野でそうである。しかし、このような統制と実践の「脱連結」が許されるのは、大学に対する「信頼の論理」(盲目的委譲)により用途の自由な基盤研究費が維持されてきたからである。

しかし、政府は「代理人問題」(情報の非対称性)を回避し、外部から見て研究成果を予期可能なもの、あるいは説明可能な形にするためにフォーミュラー的基盤経費を削減し、リスクのない公募申請型競争的資金に基づくファンディングを重視した。実際、目標達成型の競争的外部資金が、論文生産性に与えた効果は大きい。ところが、用途に制限のない個人研究費は、依然として一般大学で論文生産性や競争的資金獲得額に影響を与えているのである。

第2は、競争的外部資金と個人研究費のバランスである。競争的外部資金が、政策の意図に反して個人研究費の「代替的關係」になっていないことである。両者が経済学の言う代替財であれば、個人研究費が少なくなると、競争的資金応募件数が増えて配分額も増えるはずである。

しかし、実際は、基盤経費が減少するから科研の応募件数は増えるが、ピアレビューによる選抜が働いて新規採択率は減少する。このことは、基盤的経費と競争的研究費によるデュアルサポートシステムが崩壊したのではないことを示唆する。そこではなお、用途の自由な基盤的研究費の上に用途の定まった競争的資金が位置づく「二階建ての構造」が根付いている。それだけに、基盤経費が大幅に削減された現在、組織の末端では危機的な状況にあると言える。この「二階建て構造」を配慮しつつ、競争的資金と基盤経費のバランスを構築する必要がある。

「財務諸表」からみた国立大学の趨勢分析から得られた成果は以下の通りである。2004-2015までの国立86大学の「財務諸表」のパネルデータによる2004年度=100としたときの教員・職員人件費(常勤・非常勤を含む)、教育経費、そして研究経費の推移をみれば、業務活動経費が多いほど当該業務が活発に行われていることを意味するが、人件費の二極化がますます拡大し、本業の教育・研究活動に要する経費の変動が激しいことがわかる。

つまり、人件費の二極化の一つの大学群は、医学系単科、旧帝大、そして総合医有である。これらの大学群は、病院収入を増やすためにマンパワーの投入を必要とするし、後で検証するように外部資金で人件費を賄っている。それもコメディカルを含む職員人件費で増加が著しい。逆に、人件費を節減したのが、人社系単科、教育系単科、そして総合医無である。総じて、人件費と教

育・研究経費はトレード・オフの関係にあると言える。

固定効果モデルから支出の最大費目である人件費と業務費の関係を振り返ると、国立 82 大学を全体として見れば、業務量に応じて人件費を増やし、前年度増減率で収支を合わせてきたと言える。ただし、それが可能であったのは、附属病院を持つ 3 類型 42 大学である。残りの財政基盤の弱い国立大学は、教育・研究費や人件費削減（任期付き教員、退職教員の再雇用、後任不補充、科目削減）で収支を合わせるか、おそらく過剰労働で対応している可能性がある。

教職員人件費は、文字通り基幹財源から直接影響を受ける。だが、そこには財政的余裕のない大学と外部資金を介して承継定員減と短期プロジェクトに要する研究員等を新規雇用できる大学とで分化が進行している。前者については、大学に対する需要が学生納付金の変化によっても変わらないほど必要とされない限り、現状のまま基幹財源が減少する「合理化の道」を選択するしかない。「体力のある」後者については、使途の明確な外部資金獲得に伴う説明責任の増加と雇用の不確実性を法人内部で蓄積していると言える。法人化前に刷り込まれた「組織慣性」が、法人化 2 期を経ていっそう強化され、組織内部にリスクを孕むようになったと言える。

「代理行為の法」としての国立大学法人法（国大法）の分析から得られた成果は以下の通りである。第 1 は、監視・報告義務・機関チェックを規律している国大法が、代理人の動機を「機会主義」として捉える新制度派経済学の仮説を踏襲していることである。ところで、ウィリアムソンの言う「機会主義」は、論争的な仮説である。業務の帰結に悪影響を及ぼす被雇用者のサボリや怠慢など非倫理性を前提としているからである。そこでは、性善説を前提にした対等統治、ないしは受託責任論（stewardship）とは対照的に、人間行動の内発的動機付けである利他的行動、組織への忠誠心、協力関係、そして契約の潤滑油としての信頼を過小評価しているのである。

第 2 は、国の関与である。そもそも中央省庁等改革基本法「第 4 条」の基本方針が、国の行政機関における機能分化、つまり政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能とを分離する「垂直的減量」であった。この論点が、独立行政法人設置にあたっての行政改革会議の出発点である。だが、具体には矛盾があった。それは通則法成立 2 年前の 1997 年に、行政改革会議の委員であった藤田宙靖が「垂直的減量（アウトソーシング）を巡る問題点」として、次のように指摘していたことである。「行政サービスを効率化させるために理想的には政策の企画立案機能とその実施機能を分離させることはあり得ても、「実施に関わる企画・立案」といった作業もあること、（中略）現実の意思形成は両者間のフィードバックによって行われていくのが多くの場合の実態である」と。

弾力的運用の必要性を衝いた藤田の指摘は、主務大臣が独法化によって経営権を失うことが杞憂に過ぎず、運用に当たって「国の関与」が問題になる含みを持っていたのである。果たして、「両者間のフィードバック」は、国大法で規定された「文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない」（国大法第 30 条 3）と規定された。

この「配慮」の義務づけの理由が、財政需要を伴う中期目標・中期計画の抑制にあるにせよ、事前に当該法人の作成した中期目標素案を提出させ、法人評価委員会にかけ、その意見を聴くことは、附帯決議が懸念したように国立大学を萎縮させる問題を孕んでいたのである。実際、国立 86 大学の第 3 期中期計画の概況調査から 31 項目中 23 項目の記載率（記載法人数 ÷ 86 × 100）が 80% 以上であった（研究費不正防止の取組、社会人の学び直し、年俸制導入、寄付金受入額の向上、女性・外国人教員比率の向上、IR・URA 機能強化等）。国立大学間に行政への「強制的同型化」（横並び）の実態を明らかになった。

第 3 は、何よりも国大法が財政措置として運営費交付金の算定基準を定めていないことである。国大法第 3 条に規定される教育研究の特性への配慮を尊重すれば、算定基準は規定されてしかるべきである。条文を設けていないことは、通則法第 46 条を「準用」ということである。

だが、国大法が国の経費負担義務をスキップしたことで、学校教育法第 5 条が規律する設置者負担原則が曖昧になった。国立大学法人との財政上の緊張関係から解放された政府は、交付金を通じてフリーハンドで国立大学に関与できるようになったのである。福祉国家のベースである標準化された財政措置のルールが国大法に明確に規律されていないとすれば、運営費交付金という安定した財源を競争的資金に付け替えたように、主人が契約後に財産所有権を盾に機会主義的な行動を選択するのは、自然な成り行きである。

その背景には、法人格を付与され、経営権は国立大学法人に委譲されたといってもなお、国立大学の自律的運営を可能にする目的積立金、資金調達、資金運用など制度上の制約はもとより、何よりも戦前・戦後を通じて研究財政上の自由が認められていないことにある。

以上から、行政裁量の拡大を抑止する対抗軸は、立法府の責任を問うことである。国大法は主務省による委任立法だから、これを成立させた国会は法人化後の国立大学の窮状に鑑みて行政評価を行う責任がある。行政裁量の範囲と国大法との緊張関係を作り出す必要がある。

そうでなければ、運営費交付金を担保にした事後統制は、評価指標が客観的で明快になるほど「機会主義」とは無関係な価値ある代理人の営み（教育、診療、社会貢献）を減じさせる。このことは、国立大学のみならず、国民にとって損失が大きいはずである。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

|  |                     |
|--|---------------------|
| 1. 著者名<br>藤村正司                                       | 4. 巻<br>52          |
| 2. 論文標題<br>高等教育組織存立の分析視角(3)：自己の規律化                   | 5. 発行年<br>2020年     |
| 3. 雑誌名<br>大学論集                                       | 6. 最初と最後の頁<br>3-16  |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                        | 査読の有無<br>有          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）                | 国際共著<br>-           |
| 1. 著者名<br>藤村正司                                       | 4. 巻<br>51          |
| 2. 論文標題<br>「財務諸表」から見た国立大学の趨勢：2004-2015 - 二極化の更なる進行 - | 5. 発行年<br>2019年     |
| 3. 雑誌名<br>大学論集                                       | 6. 最初と最後の頁<br>1-16  |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                        | 査読の有無<br>有          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）                | 国際共著<br>-           |
| 1. 著者名<br>藤村正司                                       | 4. 巻<br>594         |
| 2. 論文標題<br>研究生産性 - 研究費、それとも研究時間？                     | 5. 発行年<br>2017年     |
| 3. 雑誌名<br>IDE現代の民主教育                                 | 6. 最初と最後の頁<br>37-41 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                        | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難               | 国際共著<br>-           |
| 1. 著者名<br>藤村正司                                       | 4. 巻<br>50          |
| 2. 論文標題<br>なぜ研究生産性は低下したのか？ - 大学教員の現在 -               | 5. 発行年<br>2018年     |
| 3. 雑誌名<br>大学論集                                       | 6. 最初と最後の頁<br>3-16  |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                        | 査読の有無<br>有          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）                | 国際共著<br>-           |

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

|                              |
|------------------------------|
| 1. 発表者名<br>藤村正司、有本章、大膳司、黄福涛  |
| 2. 発表標題<br>変容する大学教授に関する研究(1) |
| 3. 学会等名<br>日本高等教育学会          |
| 4. 発表年<br>2018年              |

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

|  |
|--|
| なぜ研究生産性が失速したのか? : 大学教員の現在<br><a href="http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/ja/journal/ResHighEdu/--/50">http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/ja/journal/ResHighEdu/--/50</a> |
|--|

| 6. 研究組織                   |                       |    |
|---------------------------|-----------------------|----|
| 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号) | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号) | 備考 |